

## 議案第 38 号

### 狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例（平成 9 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表富士見団地の項から東富士見団地の項までを削り、同表中平野団地の項中「狭山市入間川 1465 番地 2」を「狭山市入間川 1465 番地の 2」に改め、同表南柏団地の項中「狭山市柏原 2877 番地 1 ほか」を「狭山市柏原 2877 番地の 1」に改め、同表上ノ原団地の項中「狭山市大字上広瀬 1345 番地 1」を「狭山市大字上広瀬 1345 番地の 1」に改め、同表上河内団地の項中「狭山市柏原 2778 番地 4」を「狭山市柏原 2778 番地の 4」に改め、同表柏団地の項中「狭山市柏原 99 番地 2 ほか」を「狭山市柏原 99 番地の 2 ほか」に改め、同表狭山台さくら野団地の項中「狭山市狭山台 1 丁目 29 番地 1」を「狭山市狭山台 1 丁目 29 番地の 1」に改め、同表柏原団地の項中「狭山市柏原 692 番地 15」を「狭山市柏原 692 番地の 15」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 23 年 8 月 31 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

### 提案理由

富士見団地、月見野団地、旭団地及び東富士見団地の用途廃止に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。